

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 3 号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和28年岩手県条例第40号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（失業者の退職手当） 第10条 〔略〕 2～11 〔略〕 12 第 1 項、第 3 項及び第 6 項から前項までに定めるもののほか、第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 （1）～（3） 〔略〕 （4） 職業に就いた者 雇用保険法第56条の 3 第 3 項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 （5）・（6） 〔略〕 13・14 〔略〕 15 第12項第 4 号に掲げる退職手当の支給があったときは、第 1 項、第 3 項又は第12項の規定の適用については、<u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u> <u>（1） 雇用保険法第56条の 3 第 1 項第 1 号イに該当する者に係る就業促進</u>	（失業者の退職手当） 第10条 〔略〕 2～11 〔略〕 12 第 1 項、第 3 項及び第 6 項から前項までに定めるもののほか、第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 （1）～（3） 〔略〕 （4） <u>安定した</u>職業に就いた者 雇用保険法第56条の 3 第 3 項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 （5）・（6） 〔略〕 13・14 〔略〕 15 第12項第 4 号に掲げる退職手当の支給があったときは、第 1 項、第 3 項又は第12項の規定の適用については、<u>雇用保険法第56条の 3 第 1 項第 1 号に該当する者に係る就業促進手当について同条第 4 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u>

<u>手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</u>	
<u>(2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</u>	
16～18	〔略〕
附 則	
1～11	〔略〕
12	<u>令和7年3月31日</u> 以前に退職した職員に対する第10条第11項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
〔略〕	
13～22	〔略〕
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例第10条第12項（第4号に係る部分に限り、同条第16項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第1条の2第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって同日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。